

# 身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人 京都眞生福祉会  
京都指月あさがおの郷 1号館・2号館

## I.施設における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、尊厳ある生活を阻むものです。当施設では介護保険指定基準において身体拘束廃止の対象となる具体的行為として示されているものに限らず、行動を制限する目的で実施するすべての行為を拘束と位置付けを行い、尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束等の適正化に向けた意識をもったケアの実施に努めます。

### 1. 介護保険指定基準の身体拘束の禁止規定

サービスの提供にあたっては、当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束及びその他の行動を制限する行為を行ってはならない。

### 2. 介護保険指定基準において禁止対象となる具体的行為

- 1)徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 2)転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 3)自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- 4)点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- 5)点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 6)車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- 7)立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- 8)脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- 9)他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 10)行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 11)自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

### 3. 緊急やむを得ない場合の例外三原則

- 1)切迫性:本人又は他者の生命又は心身が危険に晒される可能性が著しく高いこと。
- 2)非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護がないこと。
- 3)一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

## II.身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

身体拘束の廃止に向けて、「身体拘束適正化委員会」を設置する。

### 1. 活動の内容

- 1)施設内の身体拘束適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
- 2)身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- 3)身体拘束を実施した場合の解除の検討

- 4)身体拘束適正化に関する職員全体への周知
- 5)身体拘束適正化に関する研修の企画及び運営

## 2. 委員の構成

- 1)身体拘束適正化委員会の委員は、施設長・生活相談員・介護支援専門員・介護職員・看護師・管理栄養士、他必要と認める者にて構成する。
- 2)委員は該当部署の代表者とし、委員の互選により委員長を選出する。  
委員の任期は年度毎とし、再任を妨げない。
- 3)身体拘束適正化の担当者は、施設長とする。

## 3. 委員会の開催

- 1)委員会を定期的で開催する(概ね2か月に1回程度)
- 2)委員長が必要と認める場合は、臨時で開催する。
- 3)緊急やむを得ず身体拘束を実施する必要性が生じた場合は、上記の開催を待たず、施設長が委員の意見を聴取のうえ可否を判断し、速やかに次回委員会にて検討する。

## Ⅲ.身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

すべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアを目的とした職員研修を行う。

### 1. 運営

「年間研修計画」に沿った研修を実施、内容を伝達研修等により全職員に周知を行う。

### 2. 内容

- 1)身体拘束に関する全職員向けの定期研修(概ね年2回程度)
- 2)人権を尊重したケアを目的とした新人研修(概ね入職後1か月以内)
- 3)その他必要と認められる研修(随時)

## Ⅳ.施設内で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

1. 当指針に基づく事案に関して、運営推進会議等にて定期的に外部への報告を行う。
2. 当該利用者及び家族等に対して、十分な説明及び経過・解除の報告を遅滞なく行う。

## Ⅴ.身体拘束等の発生時の対応に関する基本方針

身体拘束を行わないことが原則であるが、緊急やむを得ない場合は、下記の運用とする。

### 1. 「緊急やむを得ない身体拘束」

#### 1)適用カンファレンスの開催

上記の3要件を満たし、確認等の手続きが慎重に実施されているケースに限られる。  
すべて満たす状態であることを身体拘束適正化委員会等で検討、記録を行う。

#### 2)利用者及び家族等への説明及び同意

「説明・同意書」に基づいて説明し同意を得たうえで、内容に即したケアを行う。

#### 3)経過記録及び再検討

「経過観察・再検討記録」に基づく評価を定期的に行い、解除に向けた検討を行う。

#### 4)拘束の解除

評価の結果又は要件を満たさない場合、速やかに解除を行い、報告を行う。

### 2. 「見守り機器の使用」⇒センサーマット + 見守りセンサー及びカメラ

※上記1. に準じた運用とする。

## VI.入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

1. 契約時に説明を行い、利用者及び家族等の要望に応じて閲覧することができる。
2. 身体拘束に関する記録については、利用者及び家族等から請求があれば開示する。

## VII.その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

1. 京都市「身体拘束等の適正化の為の取組み」要件に準じた運営を行う。
  - 1) 身体拘束を行う場合は、緊急やむを得ない理由等を記録すること。[V-1、1]
  - 2) 適正化の委員会を3月に1回以上開催し、周知を図ること。[II-3、2]
  - 3) 身体拘束等の適正化の為の指針を整備すること。[当指針]
  - 4) 全職員に対して適正化の為の研修を定期的実施すること。[III-2、1]
2. 身体拘束等の適正化の為には、サービスに関わる全ての職員が、以下に関して十分に議論して共通認識を図り、身体拘束を廃止に向けて取組む重要性を理解する。
  - 1) マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束等を行っていないか。
  - 2) 事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体拘束等を行っていないか。
  - 3) 転倒すれば大怪我になるという先入観だけで、安易に身体拘束等を行っていないか。
  - 4) 認知症高齢者であるということで、安易に身体拘束等を行っていないか。
  - 5) 本当に緊急やむを得ない場合にのみ、身体拘束等を必要と判断しているか。

2018年03月31日 施行  
2019年10月01日 改定  
2020年11月01日 改定  
2021年04月01日 改定  
2021年12月01日 改定  
2024年04月01日改定